

建設分野育成就労協議会規約

(名称)

第1条 本協議会の名称は、建設分野育成就労協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、建設分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行い、必要な措置を講じることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に係る制度や関連情報等の周知
- 二 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 三 育成就労外国人の受入状況、育成就労の実施状況及び地方における人手不足の状況の把握・分析
- 四 前二号の分析を踏まえた大都市圏等への育成就労外国人の集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請や育成就労実施者による他の機関に雇用されている育成就労外国人の引き抜きの自粛要請等を含む。）
- 五 育成就労に係る優良事例の普及・展開
- 六 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るために構成員が遵守すべき行動規範の策定・更新
- 七 育成就労実施者等が育成就労外国人の計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針（育成・キャリア形成プログラム）の策定・更新・運用

- 八 転籍制限に係る待遇向上策の設定・周知
- 九 育成就労実施者に対する法令遵守の啓発、助言及び指導
- 十 育成就労実施者が構成員であることの確認・証明
- 十一 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 協議会は、前項に規定する者のほか、前条の活動を行うため必要と認める者を構成員として加えることができる。

(構成員の遵守事項)

第5条 構成員は、本規約を遵守するとともに、第3条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

- 2 構成員のうち、育成就労実施者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - 一 別途協議会が定める行動規範を遵守すること
 - 二 次条に規定する定期報告を実施すること
 - 三 第7条第1項、第2項及び第4項に規定する届出を適切に行うこと（特定技能外国人受入事業実施法人に所属する育成就労実施者を除く。）
 - 四 第7条第5項に規定する届出を適切に行うこと（特定技能外国人受入事業実施法人に所属する育成就労実施者に限る。）
 - 五 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること
- 3 構成員のうち、事業者団体等は、別途協議会が定める行動規範を遵守するものとする。

(定期報告)

第6条 構成員のうち、育成就労実施者は、事務局の依頼に応じて、定期的に育成就労外国人の受入状況や育成就労の実施状況等を報告しなければならない。

- 2 事務局は、前項に規定する定期報告の結果をとりまとめて、協議会に報告するものとする。

(加入及び退会等)

第7条 協議会の構成員になろうとする育成就労実施者は、国土交通省のホームページに掲載している WEB フォーム（以下「WEB フォーム」という。）を用いて、以下の届出情報を入力し、加入の届出を行うものとする。

- 一 事業者名、建設業許可番号、代表者名、所在地、特定技能外国人受入事業実施法人に所属していない旨
 - 二 担当者名、所属部署、連絡先
 - 三 本協議会規約及び別途協議会が定める行動規範を遵守する旨
- 2 育成就労実施者は、前項第一号又は第二号の届出情報に変更があるときは、WEB フォームを用いて、変更すべき届出情報を入力し、変更の届出を行うものとする。
 - 3 事務局は、第1項の届出に係る事項に不備がないことが確認できた場合は、当該届出を行った者を協議会の構成員とするものとする。
 - 4 育成就労外国人の受入れを終了した等の理由により育成就労実施者でなくなった者は、WEB フォームを用いて、退会の届出を行うものとする。
 - 5 協議会への加入の届出を行った日以後に特定技能外国人受入事業実施法人に所属した育成就労実施者は、WEB フォームを用いて、その旨の届出を行うものとする。
 - 6 事務局は、本協議会規約又は別途協議会が定める行動規範を遵守しない育成就労実施者の除名を決定することができるものとする。

(運営委員会)

第8条 協議会の円滑な運用を図るため、協議会に運営委員会を設置し、組織及び運営に関し必要な協議を行うものとする。

- 2 運営委員会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。

- 3 運営委員会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその結果に基づき、必要な協力を行わなければならない。

（会議の招集）

第9条 協議会及び運営委員会、必要に応じ、事務局が招集して開催する。

- 2 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法に開催することができる。
- 3 事務局が必要であると認めるときは、構成員以外の者に協議会及び運営委員会の出席を求めることができる。

（資料及び議事の公開）

第10条 協議会及び運営委員会は、原則として非公開とし、会議資料及び議事概要を国土交通省ホームページで会議開催後日公表する。

（事務局）

第11条 協議会及び運営委員会の事務は、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課において処理する。

（雑則）

第12条 運営委員会は、必要に応じて、本規約の規定の見直しを行うとともに、協議会及び運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

本規約は、令和8年6月23日から施行する。

建設分野育成就労協議会構成員（別表 1）

【受入機関】

- 本規約第 7 条に規定する手続により協議会に加入した育成就労実施者
- 一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）に所属する育成就労実施者

【事業者団体等】

- 一般社団法人 日本建設業連合会
- 一般社団法人 全国建設業協会
- 一般社団法人 全国中小建設業協会
- 一般社団法人 建設産業専門団体連合会
- 一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）

【制度所管省庁等】

- 出入国在留管理庁
- 厚生労働省
- 警察庁
- 外務省
- 外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立された時以降にあっては、外国人育成就労機構）

【分野所管省庁】

- 国土交通省

【オブザーバー】

- 一般財団法人 国際建設技能振興機構（FITS）

建設分野育成就労協議会運営委員会構成員（別表２）

【事業者団体等】

- 一般社団法人 日本建設業連合会
- 一般社団法人 全国建設業協会
- 一般社団法人 全国中小建設業協会
- 一般社団法人 建設産業専門団体連合会
- 一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）

【制度所管省庁等】

- 出入国在留管理庁
- 厚生労働省
- 警察庁
- 外務省
- 外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立された時以降にあっては、外国人育成就労機構）

【分野所管省庁】

- 国土交通省

【オブザーバー】

- 一般財団法人 国際建設技能振興機構（FITS）